

国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則

令和2年3月26日 制定
令和6年1月25日 最終改正

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人岩手大学職員就業規則（以下「就業規則」という。）第3条の規定に基づき、年俸制の適用を受ける職員（国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則の適用を受ける者（以下「旧年俸制適用職員」という。）を除く。以下「令和2年型年俸制適用職員」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 令和2年型年俸制適用職員の給与に関して、この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号）の定めるところによるほか、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）、人事院規則等を準用する。

(適用範囲)

第3条 この規則は、就業規則第4条に掲げる教員（附属学校教員を除く。）のうち、次の各号に掲げる教員に適用する。

- 一 令和2年4月1日以降に採用された教員（他の国立大学法人等において、年俸制導入促進費が措置された者から引き続き採用された者を除く。）
- 二 国立大学法人岩手大学職員給与規則（以下「給与規則」という。）に定める教育職俸給表（一）の適用を受ける教員（以下「月給制適用職員」という。）のうち、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した教員
- 三 旧年俸制適用職員のうち、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した教員（他の国立大学法人等において、年俸制導入促進費が措置された者から引き続き採用された者で、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した者を含む。）

(給与の種類)

第4条 令和2年型年俸制適用職員の給与は、年俸、俸給の調整額、諸手当及び退職手当とする。

- 2 年俸は、基本給及び業績給により構成する。

(基本給)

第5条 令和2年型年俸制適用職員の基本給は、別表第1の基本給表に掲げる基本年俸額とし、その12分の1の額を基本年俸月額とする。

- 2 令和2年型年俸制適用職員の受ける基本給は、職位に応じて基本給表に定める号俸の額とする。

(号俸の決定)

第6条 学長は、新たに令和2年型年俸制適用職員となった教員の号俸について、その教員の学歴、業績及び経験年数等を勘案して、基本給表に定める号俸により決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特に顕著な業績を有する者で、学長が必要と認める場合は、最

高号俸を超えて決定することができる。

- 3 雇用契約期間が1年に満たない場合又は計算期間が1年に満たない場合における年俸は、号俸により決定される年俸を基準とし、当該期間に応じて決定する。

(号俸の改定)

第7条 学長は、令和2年型年俸制適用職員の号俸について、1月1日から12月31日までの1年間におけるその者の勤務成績に応じて、別表第2に掲げる評価区分に応じた反映基準により、毎年1月1日に改定することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、1月1日における在職期間が1年に満たない者の別表第2に掲げる評価区分は、「B(良好・標準)」の区分を基本とし、在職期間に応じて、毎年1月1日に号俸を改定することができる。
- 3 令和2年型年俸制適用職員の号俸の改定は、その属する職位における最高の号俸を超えて行うことができない。ただし、特に顕著な業績を有する者で、学長が必要と認める場合は、最高号俸を超えて改定することができる。

(昇格)

第8条 令和2年型年俸制適用職員が就業規則第13条の規定により昇任した場合は、上位の職位の基本給に昇格させることができる。

(降格)

第9条 令和2年型年俸制適用職員が就業規則第14条の規定により降任した場合は、下位の職位の基本給に降格させることができる。

(業績給)

第10条 令和2年型年俸制適用職員の業績給は、期末手当相当額、勤勉手当相当額及び外部資金獲得加算額を合算して得た額とする。

(期末手当相当額及び勤勉手当相当額)

第11条 期末手当相当額及び勤勉手当相当額は、6月1日及び12月1日の基準日にそれぞれ在職する令和2年型年俸制適用職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した教員(給与規則第41条第3項第2号に定める教員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当相当額及び勤勉手当相当額の支給に当たっては、給与規則第41条及び第42条の規定を準用する。
- 3 勤勉手当相当額については、直近の教員評価結果に応じて、別表第3の業績評価区分に応じた反映率を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、在職期間が1年に満たない者、産前・産後の特別休暇、育児休業若しくは介護休業等により教員評価を受けることができなかった者の別表第3に掲げる業績評価区分は、「B(良好・標準)」の区分を基本とし、在職期間に応じた勤勉手当相当額とする。

(外部資金獲得加算額)

第12条 外部資金獲得加算額は、令和2年型年俸制適用職員が外部資金獲得により岩手大学に多大な貢献があった場合に支給する。

2 外部資金獲得加算額に関し必要な事項は、別に定める。

(俸給の調整額)

第13条 令和2年型年俸制適用職員の俸給の調整額は、給与規則別表第11に掲げる勤務箇所に勤務する教員に支給する。

2 俸給の調整額は、第11条に規定する期末手当相当額及び勤勉手当相当額、第14条に規定する諸手当のうち、地域手当、広域異動手当、超過勤務手当、休日給及び第15条に規定する退職手当の計算の基礎とする。

3 俸給の調整額は、給与規則第19条の規定を準用する。

(諸手当)

第14条 令和2年型年俸制適用職員の諸手当は、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、広域異動手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、両住まい手当、職務付加手当、クロスアポイントメント手当、テレワーク手当、助教講義担当手当、超過勤務手当、休日給、管理職員特別勤務手当、入試手当及び寒冷地手当とする。

2 前項の諸手当は、給与規則の規定をそれぞれ準用する。

(退職手当)

第15条 令和2年型年俸制適用職員の退職手当の支給に関し必要な事項は、国立大学法人岩手大学職員退職手当規則の定めるところによる。

(給与の計算期間及び支給)

第16条 年俸の計算期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、第7条の規定による号俸改定があった場合はこの限りでない。

2 基本給は、基本年俸月額を毎月支給する。

3 令和2年型年俸制適用職員が月の途中で採用又は退職したときの給与は日割計算により支給し、退職の日の翌月以降の基本年俸月額は支給しない。

4 期末手当相当額及び勤勉手当相当額の支給日は、給与規則第41条及び第42条の支給日の規定を準用する。

5 外部資金獲得加算額の支給日は、6月30日に支給する。ただし、支給日が日曜日に当たるときは、前々日、土曜日に当たるときは、前日とする。

6 諸手当の支給日は、給与規則の諸手当の支給日の規定を準用する。

(教員評価)

第17条 教員評価に関し必要な事項は、「岩手大学教員評価指針」の定めるところによる。

(同意)

第18条 第3条第2号又は第3号の規定により、月給制適用職員又は旧年俸制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受けることについて同意した教員については、当該教員から別紙様式1による同意を得なければならない。

(給与規則の準用)

第19条 令和2年型年俸制適用職員の給与に関する事項については、この規則に定めるもののほかは、給与規則の規定を準用する。

(雑則)

第20条 この規定に定めるもののほか、令和2年型年俸制適用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日において、組織検討委員会の了承に基づく教員公募によりこの規則以外の給与規則が適用されることとなる者で、第3条第1号に該当する者にあつては、この規則は適用しない。ただし、この規則による年俸制の適用を受けることについて同意した者は、この限りでない。
- 3 この規則は、月給制適用職員及び旧年俸制適用職員のうち任期が定められている教員で、残任期間が1年未満の者には適用しない。

(月給制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸)

- 4 月給制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸は、この規則による年俸制に異動した日の前日に受けていた教育職俸給表(一)の級及び号俸(異動した日に昇任等する者にあつては、その者が同日に教育職俸給表(一)が適用される教員とみなした場合に決定される教育職俸給表(一)の級及び号俸)の俸給月額に1.2を乗じて得た額とこの規則による年俸制の基本給表に定める職位に応じた同じ基本年俸額の号俸(同じ基本年俸額の号俸がないときは、直近上位の基本年俸額に対応する号俸)とする。

(旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されている年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸)

- 5 旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されている年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸は、この規則による年俸制に異動した日の前日に受けていた国立大学法人岩手大学年俸制適用職員給与規則(以下「旧年俸制適用職員給与規則」という。)第5条に規定する年俸表に定める号俸の年俸額から年俸制導入促進費、期末手当相当額及び勤勉手当相当額を差し引いた額とこの規則による年俸制の基本給表に定める職位に応じた同じ基本年俸額の号俸(同じ基本年俸額の号俸がないときは、直近上位の基本年俸額に対応する号俸)とする。

(旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されていない年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸)

- 6 旧年俸制適用職員のうち年俸制導入促進費が措置されていない年俸制の適用を受ける教員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の基本給の号俸は、この規則による年俸制に異動した日の前日に受けていた旧年俸制適用職員給与規則第5条に規定する年俸表に定める号俸の年俸額から期末手当相当額及び勤勉手当相当額を差し引いた額とこの規則による年俸制の基本給表に定める職位に応じた同じ基本年俸額の号俸(同じ基本年俸額の号俸がないときは、直近上位の基本年俸額に対応する号俸)とする。

(旧年俸制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の業績評価区分)

- 7 旧年俸制適用職員からこの規則による年俸制の適用を受ける教員に異動した場合の第11

条第3項に規定する別表第3に掲げる業績評価区分は「B（良好・標準）」の区分を基本とする。ただし、旧年俸制適用職員給与規則第7条第2項第1号に規定する増額については、別途支給する。

附 則

この規則は、令和5年3月7日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和5年10月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、改正後の第5条の規定は、令和6年1月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表第1（第5条関係）
基本給表

令和5年4月1日から適用される基本給表

号俵	教授		准教授		講師		助教	
	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額	基本年俸額	基本年俸月額
職位	円	円	円	円	円	円	円	円
1	4,975,200	414,600	4,062,000	338,500	3,519,600	293,300	2,824,800	235,400
2	5,052,000	421,000	4,134,000	344,500	3,576,000	298,000	2,875,200	239,600
3	5,126,400	427,200	4,197,600	349,800	3,631,200	302,600	2,920,800	243,400
4	5,209,200	434,100	4,256,400	354,700	3,682,800	306,900	2,962,800	246,900
5	5,278,800	439,900	4,317,600	359,800	3,739,200	311,600	3,015,600	251,300
6	5,359,200	446,600	4,382,400	365,200	3,796,800	316,400	3,067,200	255,600
7	5,437,200	453,100	4,434,000	369,500	3,848,400	320,700	3,121,200	260,100
8	5,521,200	460,100	4,486,800	373,900	3,892,800	324,400	3,176,400	264,700
9	5,595,600	466,300	4,531,200	377,600	3,938,400	328,200	3,232,800	269,400
10	5,672,400	472,700	4,576,800	381,400	3,980,400	331,700	3,298,800	274,900
11	5,744,400	478,700	4,616,400	384,700	4,026,000	335,500	3,362,400	280,200
12	5,820,000	485,000	4,645,200	387,100	4,077,600	339,800	3,421,200	285,100
13	5,892,000	491,000	4,678,800	389,900	4,122,000	343,500	3,480,000	290,000
14	5,961,600	496,800	4,719,600	393,300	4,172,400	347,700	3,538,800	294,900
15	6,027,600	502,300	4,759,200	396,600	4,218,000	351,500	3,595,200	299,600
16	6,092,400	507,700	4,791,600	399,300	4,260,000	355,000	3,648,000	304,000
17	6,154,800	512,900	4,830,000	402,500	4,302,000	358,500	3,700,800	308,400
18	6,214,800	517,900	4,868,400	405,700	4,336,800	361,400	3,757,200	313,100
19	6,273,600	522,800	4,899,600	408,300	4,377,600	364,800	3,800,400	316,700
20	6,319,200	526,600	4,932,000	411,000	4,420,800	368,400	3,836,400	319,700
21	6,357,600	529,800	4,962,000	413,500	4,462,800	371,900	3,858,000	321,500
22	6,387,600	532,300	4,999,200	416,600	4,498,800	374,900	3,867,600	322,300
23	6,420,000	535,000	5,032,800	419,400	4,539,600	378,300	3,880,800	323,400
24	6,444,000	537,000	5,067,600	422,300	4,575,600	381,300	3,900,000	325,000
25	6,468,000	539,000	5,097,600	424,800	4,612,800	384,400	3,915,600	326,300
26	6,488,400	540,700	5,127,600	427,300	4,650,000	387,500	3,932,400	327,700
27	6,510,000	542,500	5,146,800	428,900	4,681,200	390,100	3,952,800	329,400
28			5,168,400	430,700	4,717,200	393,100	3,964,800	330,400
29			5,188,800	432,400	4,749,600	395,800	3,978,000	331,500
30			5,209,200	434,100	4,780,800	398,400	3,993,600	332,800
31			5,228,400	435,700	4,812,000	401,000	4,012,800	334,400
32			5,251,200	437,600	4,845,600	403,800	4,033,200	336,100
33			5,272,800	439,400	4,870,800	405,900	4,053,600	337,800
34			5,295,600	441,300	4,896,000	408,000	4,074,000	339,500
35			5,319,600	443,300	4,916,400	409,700	4,092,000	341,000
36			5,342,400	445,200	4,934,400	411,200	4,113,600	342,800
37			5,365,200	447,100	4,953,600	412,800	4,129,200	344,100
38			5,388,000	449,000	4,971,600	414,300	4,153,200	346,100
39			5,403,600	450,300	4,984,800	415,400	4,176,000	348,000
40			5,419,200	451,600	4,994,400	416,200	4,197,600	349,800
41			5,437,200	453,100	5,002,800	416,900	4,219,200	351,600
42			5,448,000	454,000	5,011,200	417,600	4,240,800	353,400
43			5,457,600	454,800	5,019,600	418,300	4,255,200	354,600
44			5,466,000	455,500	5,029,200	419,100	4,269,600	355,800
45			5,474,400	456,200	5,037,600	419,800	4,280,400	356,700
46			5,482,800	456,900	5,046,000	420,500	4,290,000	357,500
47			5,491,200	457,600	5,054,400	421,200	4,299,600	358,300
48			5,498,400	458,200	5,061,600	421,800	4,310,400	359,200
49			5,506,800	458,900	5,070,000	422,500	4,323,600	360,300
50			5,514,000	459,500	5,077,200	423,100	4,334,400	361,200
51			5,517,600	459,800	5,085,600	423,800	4,345,200	362,100
52					5,092,800	424,400	4,353,600	362,800
53					5,100,000	425,000	4,364,400	363,700
54					5,107,200	425,600	4,376,400	364,700
55					5,114,400	426,200	4,387,200	365,600
56					5,121,600	426,800	4,398,000	366,500
57					5,128,800	427,400	4,407,600	367,300
58					5,136,000	428,000	4,418,400	368,200
59					5,138,400	428,200	4,428,000	369,000
60							4,438,800	369,900
61							4,447,200	370,600
62							4,456,800	371,400
63							4,467,600	372,300
64							4,478,400	373,200
65							4,489,200	374,100
66							4,501,200	375,100
67							4,513,200	376,100
68							4,525,200	377,100
69							4,537,200	378,100
70							4,549,200	379,100
71							4,555,200	379,600

別表第2（第7条関係）

職位 評価区分（評価内容）	55歳以下の者		55歳を超える者
	教授	准教授、講師、助教	すべての職位
	反映基準	反映基準	反映基準
SS（特別に極めて良好）	4号俸以上上位	6号俸以上上位	2号俸以上上位
S（極めて良好）	3号俸上位	5号俸上位	1号俸上位
A（特に良好）	2号俸上位	3号俸上位	1号俸上位
B（良好・標準）	1号俸上位	2号俸上位	改定しない
C（良好でない）	改定しない	改定しない	改定しない
D（特に良好でない）	1号俸下位	1号俸下位	1号俸下位

別表第3（第11条関係）

業績評価区分（評価内容）	反映率
SSS（特別に極めて優秀）	$\frac{150}{100}$ 以上
SS（極めて優秀）	$\frac{140}{100}$
S（特に優秀）	$\frac{120}{100}$
A（優秀）	$\frac{110}{100}$
B（良好・標準）	$\frac{100}{100}$
C（良好でない）	$\frac{95}{100}$ 以下
懲戒処分以外の措置を受けた者 若しくは勤務成績の不良の者	$\frac{90}{100}$ 以下
懲戒処分を受けた者	$\frac{70}{100}$ 以下

別紙様式1（第18条関係）

同 意 書

令和 年 月 日

岩手大学長 殿

所属・職位

氏名

印

私は、国立大学法人岩手大学令和2年型年俸制適用職員給与規則の適用を受けることに同意いたします。